

別紙 1 (個人用)

誓 約 書

私は、古物営業法第 4 条第 1 号から第 6 号までに掲げる

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第 3 1 条に規定する罪若しくは刑法第 2 4 7 条、第 2 5 4 条若しくは第 2 5 6 条第 2 項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 3 住居の定まらない者
- 4 古物営業法第 2 4 条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 6 0 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)
- 5 古物営業法第 2 4 条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした者 (その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。) で、当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者 (古物商又は古物市場主の相続人であって、その法定代理人が古物営業法第 4 条第 1 号から第 5 号及び第 8 号のいずれにも該当しない場合を除く。)

のいずれにも該当しないことを誓約します。

広島県公安委員会 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、古物営業法第 1 3 条第 2 項各号に掲げる

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第 3 1 条に規定する罪若しくは刑法第 2 4 7 条、第 2 5 4 条若しくは第 2 5 6 条第 2 項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 4 住居の定まらない者
- 5 古物営業法第 2 4 条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 (許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 6 0 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)
- 6 古物営業法第 2 4 条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした者 (その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。) で、当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

広島県公安委員会 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

㊞